

秋田県新事業展開資金融資制度要領

第1 趣 旨

この要領は、秋田県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する新事業展開資金について、必要な事項を定めるものとする。

第2 預 託

要綱に規定する預託の額は、預託先ごとに、新事業展開資金の融資額を別表1に掲げる数値（同表において「基準倍率」という。）で除して得た額と同程度となるよう配慮するものとする。

第3 融資対象

(1) 創業支援資金

次のいずれかに該当する者

- ① 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 創業（事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（(イ)に規定する創業を除く。）をいう。）を行おうとする個人であって、1月以内（産業競争力強化法第2条第20項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により同号に規定する経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定創業支援等事業創業者」という。）にあっては、6月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
 - (イ) 創業（事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始することをいう。）を行おうとする個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業創業者にあっては、6月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
 - (ウ) 創業（会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）をいう。）を行おうとする会社であって、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
 - (エ) (ア)に規定する創業を行った個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの
 - (オ) (イ)に規定する創業により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
 - (カ) (ウ)に規定する創業により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- ② 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく、次のいずれかに該当する者

- (ア) 事業を営んでいない個人であって、借入金額と同額以上の自己資金を有し、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（(イ)に規定する者を除く。）
 - (イ) 事業を営んでいない個人であって、借入金額と同額以上の自己資金を有し、2月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
 - (ロ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの（中小企業者に限る。）
 - (エ) 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人（同日前に事業を営んでいなかった者に限る。）
 - (オ) 設立の日以後の期間が5年未満の会社（同日前に事業を営んでいなかった個人により設立された者に限る。）
 - (カ) 設立の日以後の期間が5年未満の会社（自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された者に限る。）
- (2) 創業支援資金女性・若者支援枠
- 上記(1)の①又は②のいずれかに該当する女性及び35歳未満の若者。なお、年齢については、所管する商工会等又は秋田県中小企業団体中央会に秋田県創業支援資金推薦依頼書（様式新領－1）又は秋田県創業支援資金推薦依頼書（認定特定創業支援等事業創業者用）（様式新領－1－2）により推薦を依頼した日を基準とする。
- (3) 事業革新資金
- 原則として、県内において1年以上事業を営み、次のいずれかに該当する中小企業者とする。ただし、次の①(オ)から(コ)までのいずれかに該当する者については、事業開始後1年未満の者も対象とする。
- ① 次のいずれかに該当する者として、商工会議所又は商工会（以下「商工会等」という。）から確認されたもの
- (ア) 中小企業等経営強化法第8条第1項の規定による経営革新計画について行政庁の承認を受け、当該承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施する者
 - (イ) あきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業又は企業競争力向上支援事業（元気企業グループ育成型・営業力強化型を除き、平成22年度の新分野進出等企業支援事業、平成21年度までの経営革新総合支援事業（フェニックスプラン21）を含む）の事業計画等について、認定・採択等を受けた事業を開始または実施している者で、初年度の事業計画等について認定・採択等を受けた年度から5年度以内の者
 - (ロ) 所属する事業協同組合及び商店街振興組合が策定した商店街活性化の基本方針に沿って、空き店舗その他の利用されていない建物を取得し、取壊及び新築し、改造し、若しくは改装し、又は空き地を取得若しくは借用し、店舗を新築して新たに店舗を開設する事業（事業については、一の商業施設の中で、自ら営業に使用する部分と併せて、他の者の営業用に供する部分を一体的に整備

する事業を含む。)を行う中小企業者であって、当該事業計画について知事の認定を受けたもの

- (エ) 地域観光振興計画に基づく、知事が適当と認めた事業を行う者
- (オ) 特許法（昭和34年法律第121号）に基づく特許の取得（出願中を含む）技術を有しその実用化を図るための事業を開始する者
- (カ) 別表2に定める研究機関において共同開発した技術・製品の実用化・生産化を図るための事業を開始する者
- (キ) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）の規定に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた事業を開始する者
- (ク) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の規定に基づき認定を受けた農商工等連携事業又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条の規定に基づき認定を受けた異分野連携新事業分野開拓事業を開始する者
- (ケ) 秋田県産業労働部資源エネルギー産業課が定める環境調和型産業集積支援事業の認定に関する実施要領に基づき、知事の認定を受けた事業を行う者
- (コ) 異なる二者以上の中小企業者が連携して、商品開発や販路開拓等を行うため新たに設立した法人または連携のため任意で設立した研究会、調査会等の構成員として連携事業を行う者
- ② 次のいずれかに該当する者として、商工会等から認定を受けたもの
 - (ア) 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする者
 - (イ) 新市場進出による事業展開を図ろうとする者。ただし、県内の既存の販路及び店舗、工場等について廃止・縮小等を行わないことを条件とする。
 - (ウ) 海外進出による事業展開を図ろうとする者。ただし、県内の既存の販路及び店舗、工場等について廃止・縮小、また雇用調整及び県内における下請企業への発注量の減少等を行わないことを条件とする。

(4) 事業承継資金

- ① 次のいずれかに該当する中小企業者として、商工会等の推薦を受けたもの（(ア)又は(イ)に掲げる企業の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。）又は子会社（同条3項に規定する子会社をいう。）に該当するものを除く。）
 - (ア) 破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始又は金融機関の取引停止処分が発生した企業から事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う者
 - (イ) 事業の全部又は一部を取りやめる企業から事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う者
 - (ウ) 事業承継により従業員等が代表となった法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。）
 - (エ) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条の規定に基づき、事業承継により事業活動の継続に支障が生じて

いることについて秋田県知事の認定を受けた者

- ② 次のいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条の規定による秋田県知事の認定を受けた中小企業者（以下、「認定中小企業者」という。）の代表者
 - (ア) 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること
 - (イ) 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること
 - (ウ) 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること
 - (エ) 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて認定中小企業者の代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと
 - (オ) 認定中小企業者の代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を逃れるための価格弁償をすること
 - (カ) その他、事業承継に際して費用が生じたこと
- (5) 再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー導入支援資金
別表3に掲げる設備を設置し、主として発電事業を行う中小企業者として、知事の認定を受けた者

第4 資金の使途

- (1) 創業支援資金
事業を実施するために必要な資金。ただし、不動産取得資金及び金融債務の返済資金を除く。
- (2) 事業革新資金
事業を実施するために必要な資金。ただし、金融債務の返済資金を除く。
- (3) 事業承継資金
事業を実施するために必要な資金。
- (4) 再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー導入支援資金
事業を実施するために必要な資金。ただし、用地取得資金及び金融債務の返済資金は除き、再生可能エネルギー設備資金は別表3に掲げる設備設置に係る費用に限る。

第5 融資条件

- (1) 融資限度
 - ① 創業支援資金
 - (ア) 第3(1)①(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合 2,000万円
 - (イ) 第3(1)②(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合 1,500万円
- ただし、いずれの場合にも、事業費の80%を融資限度とする。なお、(ア)に該当する場合は、秋田県再建企業特別融資資金再起支援資金融資残高と併せ

た限度とする。第3(1)②(ア)及び(イ)のいずれかに該当するものについては、2,000万円を超える部分については自己資金を限度とする。

② 創業支援資金女性・若者支援枠

(ア) 第3(1)①(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合 1,000万円

(イ) 第3(1)②(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合 1,500万円

ただし、いずれの場合にも、事業費の80%を融資限度とする。なお、(ア)に該当する場合は、秋田県再建企業特別融資資金再起支援資金融資残高と併せた限度とする。第3(1)②(ア)及び(イ)のいずれかに該当するものについては、1,000万円を超える部分については自己資金を限度とする。

③ 事業革新資金

(ア) 第3(2)①(ア)から(ク)まで又は第3(2)②に該当する場合 1億円

(イ) 第3(2)①(ケ)に該当する場合 2億円

(ウ) 第3(2)①(コ)に該当する場合 5,000万円

ただし、事業開始後1年未満の者については、事業費の90%を限度とする。

④ 事業承継資金 1億円（ただし、第3(4)①(エ)に該当する場合には2億円とする。）

⑤ 再生可能エネルギー設備資金 2億円

⑥ 再生可能エネルギー導入支援資金 2億8,000万円（ただし、既存の信用保証協会付き融資残高との合計で2億8,000万円以下とする。）

(2) 融資期間

① 創業支援資金 10年以内（3年以内の据置期間を含む。）

② 創業支援資金女性・若者支援枠 10年以内（3年以内の据置期間を含む。）

③ 事業革新資金 10年以内（3年以内の据置期間を含む。）

④ 事業承継資金 10年以内（3年以内の据置期間を含む。）

⑤ 再生可能エネルギー設備資金 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

⑥ 再生可能エネルギー導入支援資金 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

(3) 融資利率

① 創業支援資金 年1.50%（秋田県商工会連合会、商工会議所、秋田県中小企業団体中央会又はその他の創業支援機関等（以下「商工会連合会等」という。）が実施する創業塾等を修了した者、県外から移住後3年以内の者は年1.30%）

② 創業支援資金女性・若者支援枠 年1.30%

③ 事業革新資金 年1.50%（セーフティネット保証制度第1号から第4号又は第6号を利用した場合は年1.30%）

④ 事業承継資金 年1.50%（秋田県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条第2項の認定経営革新等支援

機関をいう。)が事業承継に係る支援を実施している者及び知事が認める後継者育成塾等を修了した者は年1.30%、セーフティネット保証制度第1号から第4号又は第6号を利用した場合は年1.30%)

- ⑤ 再生可能エネルギー設備資金 年1.50%
- ⑥ 再生可能エネルギー導入支援資金 年1.50%

(4) 担保

- ① 創業支援資金及び創業支援資金女性・若者支援枠
徴求しないものとする。
- ② 事業革新資金及び事業承継資金
必要に応じて徴求する。ただし、融資額が2,000万円以内の場合には、原則として、本資金によって取得した資産を除き、徴求しないものとする。
- ③ 再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー導入支援資金
必要に応じて徴求する。

(5) 保証人

連帯保証人は原則として、法人の場合代表者のみとし、個人事業者に関しては不要とする。

(6) 保証料率

保証協会が定める率とする。ただし、次の率を上限とする。

- ① 創業支援資金及び創業支援資金女性・若者支援枠 年0.70%
- ② 事業革新資金 年0.60% (セーフティネット保証制度第1号から第4号又は第6号を利用した場合は年0.70%)
- ③ 事業承継資金 年0.60% (セーフティネット保証制度第1号から第4号又は第6号を利用した場合は年0.70%)
- ④ 再生可能エネルギー設備資金 年1.07%
- ⑤ 再生可能エネルギー導入支援資金 年1.60%

(7) 返済方法

割賦又は一括償還とする。

第6 保証料補助

中小企業者の負担する保証料率を第5(6)に規定する保証料率とするため、秋田県産業労働部産業政策課関係補助金等交付要綱に基づき、保証協会に対して補助を行うものとする。

第7 融資の手続

この制度による融資の手続については、次の(1)から(4)までの規定及び秋田県新事業展開資金融資制度取扱細則に定めるところによる。

(1) 創業支援資金及び創業支援資金女性・若者支援枠

- ① 創業支援資金の融資を受けようとする者は、所轄する商工会等又は秋田県中小企業団体中央会に秋田県創業支援資金推薦依頼書（様式新領－１）（認定特定創業支援等事業創業者にあっては、秋田県創業支援資金推薦依頼書（認定特定創業支援等事業創業者用）（様式新領－１－２））に關係書類を添付し、推薦を依頼するものとする。なお、第３（１）①（ア）から（ウ）まで及び②（ア）から（ウ）までに該当する者及び開業後１年以内の者については、創業・再挑戦事業計画書（様式新領－２）、それ以外の者については事業計画書（様式新領－３）を添付するものとする。

また、県外から移住後３年以内の者は、その事実を証明する住民票又は戸籍の附票を添付するものとする。

- ② 商工会連合会等が実施する創業塾等を修了した者は、創業塾等修了者推薦依頼書（様式新領－３－２）により、商工会連合会等に推薦を依頼するものとする。
- ③ 推薦を受けた者は、要綱により県の指定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）所定の借入申込書に添付書類を付し、直接申し込むものとする。
- ④ 創業支援資金女性・若者支援枠の融資を受けようとする者は、上記①から③に加え、女性又は３５歳未満の若者である事実を確認できる住民票や戸籍の附票等の公的書類を添付するものとする。

（２） 事業革新資金

- ① 事前に、所轄する商工会等に秋田県新事業展開資金事業革新資金要件認定・確認申請書（様式新領－４）に關係書類を添付し、認定又は確認の申請をするものとする。
- ② 商工会等は、①による申し込みがあった場合、必要に応じて公益財団法人あきた企業活性化センター理事長に対し認定等についての確認を求めることができる。
- ③ 事業革新資金の融資を受けようとする者で、①により認定又は確認を受けた者は、取扱金融機関所定の借入申込書に秋田県新事業展開資金事業革新資金要件認定・確認申請書及び添付書類を付し、取扱金融機関に直接申し込みをするものとする。

（３） 事業承継資金

- ① 事業承継資金の融資を受けようとする者は、事前に、秋田県事業承継資金推薦依頼書（様式新領－５）により、所轄する商工会等に第３（３）の規定による推薦を依頼するものとする。
- ② 商工会等は、①による推薦の依頼があった場合は、必要に応じて知事に対し認定等についての確認を求めることができる。
- ③ 事業承継資金の融資を受けようとする者は、①により商工会等の推薦を受けた後に、取扱金融機関所定の借入申込書に秋田県事業承継資金推薦依頼書及び添付書類を付して、当該取扱金融機関に対して直接、融資を申し込むものとする。

（４） 再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー導入支援資金

知事の認定を受け、再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー導入支援資金の融資を受けようとする者は、所定の借入申込書に再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書（様式新細－１１）及び再生可能エネルギー発電事業計

画書（様式新細－１０）の写しを添付し、取扱金融機関に直接申し込みをするものとする。

第８ 損失補償

この制度により融資を受けた者が、借入金の返済が不能となったことにより、保証協会が代位弁済をしたときは、次のうちいずれか少ない額（責任共有制度対象融資で、かつ負担金方式を選択した金融機関に係るものに関しては８０％を乗じた額）を県が損失補償するものとする。

ただし、保証協会と一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）が締結する損失補償契約に基づき、連合会から保証協会に対して、保証債務の履行に伴う損失を補填するための出えんが行われる場合は、損失補償の対象としない。

- (1) 当該代位弁済金額のうち、制度ごとに元本金額に次の割合を乗じたものに相当する額及び代位弁済金額に係る遅延利息の合計額

① 事業革新資金 第３(３)①(ア)から(エ)まで及び②に該当するもの	２０％
第３(３)①(オ)から(コ)までに該当するもの	３０％
② 事業承継資金	３０％
③ 再生可能エネルギー設備資金	２０％
④ 再生可能エネルギー導入支援資金	３０％
- (2) 当該代位弁済金額から保証協会が中小企業信用保険法に基づき受領する金額を控除した残額

附 則

この制度は平成１４年４月１日から実施する。

附 則

この制度は平成１５年２月２６日から実施する。

附 則

この制度は平成１５年４月１日から実施する。

附 則

この改正は、平成１６年４月１日から実施する。

附 則

この改正は、平成１７年４月１日から実施する。

附 則

この改正は、平成１８年４月１日から実施する。

附 則

この改正は、平成１８年１０月１日から実施する。

附 則

この改正は、平成１９年４月１日から実施する。

附 則

この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 20 年 1 月 21 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 23 年 5 月 16 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この改正中第 1 の規定は平成 26 年 4 月 1 日から、第 2 及び次項の規定は同年 7 月 1 日から実施する。

- 2 第 2 の規定による改正後の秋田県新事業展開資金融資制度要領第 5 の規定は、平成 26 年 7 月 1 日以後に秋田県信用保証協会で保証申込みの受付のあった再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー導入支援資金に係る保証料率について適用し、同日前に同協会で保証申込みの受付のあった再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー導入支援資金に係る保証料率については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附 則

この改正は、平成３０年８月１０日から実施する。

別表 1

資金の種類	基準倍率		
	銀 行	信用金庫	信用組合
創業支援資金	３．３４	２．７３	２．４３
創業支援資金 女性・若者支援枠	３．３４	２．７３	２．４３
事業革新資金	２．７４	１．７２	１．７２
事業承継資金	２．７４	１．７２	１．７２
再生可能エネルギー 設備資金	２．７４	１．７２	１．７２
再生可能エネルギー 導入支援資金	２．７４	１．７２	１．７２

別表 2

研究機関
産業技術センター 総合食品研究センター 秋田県立大学及び附属研究機関 秋田大学

別表 3

施設
太陽光発電設備（これに付属する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備を含む。）
風力発電設備（これに付属する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備を含む。）
水力発電設備（出力が三万キロワット以下のもので、これに付属する蓄電池設備、制御装置又は系統連系設備を含む。）
地熱発電設備（これに付属する蒸気井に関する設備、蓄電池設備、制御装置又は系統連系設備を含む。）
バイオマスエネルギー利用設備で、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和５５年法律第７１号）第２条第１号に規定する化石燃料を除く。）をいう。以下同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料（以下「バイオマス燃料」という。）を発電に利用するためのもの（これに付属するバイオマス又はバイオマス燃料の受入・貯留・供給設備、副生成物処理設備、制御装置又は系統連系設備を含む。）

様式新領－ 1

平成 年 月 日

秋 田 県 創 業 支 援 資 金 推 薦 依 頼 書

商工会議所会頭
商工会会長 様
秋田県中小企業団体中央会会長

所 在 地
名称(商号)
氏名(代表者名) 印
生年月日 明・大・昭 年 月 日
電 話 ()

秋田県創業支援資金を利用するのに伴い、秋田県新事業展開資金融資制度要領第7(1)①の規定に基づき推薦を依頼します。

創業（予定）	年 月 日	資本金（法人記入）
従業員数	常用 人、臨時 人、計 人	千円
業 種	主要商品等	
申込金額	千円 借入希望期間	年（据置 年）
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合	支店
該 当 事 由	☐ 事業を営んでいない個人で、1月以内に事業を開始（①） ☐ 事業を営んでいない個人で、2月以内に会社を設立して事業を開始（②） ☐ 県内の会社で、新たな会社を設立して事業を開始（③） ☐ 新たに事業を始めた個人で、事業開始以後5年未満（④） ☐ 新たに設立された会社で、設立の日以後5年未満（⑤） ☐ 県内の会社によって新たに設立された会社で、設立の日以後5年未満（⑥）	
添 付 書 類	☐ 創業・再挑戦事業計画書（上記①、②、③または開業後1年以内）－様式新領－2 ☐ 事業計画書（開業後、1年超）－様式新領－3 ☐ 県外から移住後3年以内の者は、その事実を証明する住民票又は戸籍の附票 ☐ 女性又は35歳未満の者は、その事実を確認できる住民票や戸籍の附票等の公的書類 ☐ その他の関係書類 〔 〕	
上記の者を秋田県創業支援資金の融資対象として推薦します。 平成 年 月 日 商工会議所、商工会又は秋田県中小企業団体中央会 印 (経営指導員又は指導員名)		

様式新領－１－２

平成 年 月 日

秋田県創業支援資金推薦依頼書（認定特定創業支援等事業創業者用）

商工会議所会頭

商工会会長 様

秋田県中小企業団体中央会会長

所 在 地

名称(商号)

氏名(代表者名)

印

生年月日 明・大・昭 年 月 日

電 話 ()

秋田県創業支援資金を利用するのに伴い、秋田県新事業展開資金融資制度要領第７(１)①の規定に基づき推薦を依頼します。

創業（予定）	年 月 日		資本金（法人記入）
従業員数	常用 人、臨時 人、計 人	千円	
業 種		主要商品等	
申込金額	千円	借入希望期間	年（据置 年）
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 支店		
該 当 事 由	☐ 事業を営んでいない個人で、６月以内に事業を開始（①） ☐ 事業を営んでいない個人で、６月以内に会社を設立して事業を開始（②） ☐ 県内の会社で、新たな会社を設立して事業を開始（③） ☐ 新たに事業を始めた個人で、事業開始以後５年未満（④） ☐ 新たに設立された会社で、設立の日以後５年未満（⑤） ☐ 県内の会社によって新たに設立された会社で、設立の日以後５年未満（⑥）		
添 付 書 類	☐ 創業・再挑戦事業計画書（上記①、②、③または開業後１年以内）－様式新領－２ ☐ 事業計画書（開業後、１年超）－様式新領－３ ☐ 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し ☐ 県外から移住後３年以内の者は、その事実を証明する住民票又は戸籍の附票 ☐ 女性又は３５歳未満の者は、その事実を確認できる住民票や戸籍の附票等の公的書類 ☐ その他の関係書類 		
上記の者を秋田県創業支援資金の融資対象として推薦します。 平成 年 月 日 商工会議所、商工会又は秋田県中小企業団体中央会 印 （経営指導員又は指導員名）			

様式新領－ 2

創業・再挑戦事業計画書

平成 年 月 日

秋田県信用保証協会 御中

創業等関連保証・創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

〔申込人〕

住 所

会 社 名

氏名または
代表者氏名

印

1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業		商 号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ()			
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	平成 年 月 日
業 種			資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
許可等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	(許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得				
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けてください〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了 (許認可取得見込み(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入してください。)
- キ その他(具体的に記入してください。)

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 (自己・新築取得・賃貸)	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日	
事業用不動産	土地	m ²		千円			
	建物	m ²		千円			
	計	B (取得に要する資金)					千円
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成)年月日
機械器具・什器備品等							
	計	C (金額)					千円

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (D)

6. 資金調達計画

自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他(具体的に)	
			千円	()	
	自 己 資 金 合 計		千円		
借入金等(※)	借 入 先	年 利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
	借 入 金 等 合 計		千円	調達資金 合計	D 千円

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況 (※)

借入先等	資金使途	借入残高	残存 返済期間	年間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※) 現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるものの以外をご記入ください。

(経営者本人が負担している保証債務も含みます)

10.自己資金算定額

自己資金等	種類	明細		金額	
	普通預金			千円	
	定期性預金				
	有価証券等				
	入居保証金等				
	設備充当等				
	合 計			①	
借入金等	借入先	資金使途	残存 返済期間	年間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千円	千円
	合 計				②
自 己 資 金 額 (① - ②) =				③	

11. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入ください）

[illegible]

12.(再挑戦支援保証の申込みの方はご記入ください)

廃止もしくは解散に至った経過や原因の詳細、またその経験を今回の開業にどのように活かすかを具体的にお書きください。〔既に会社を設立されている場合、会社を設立された方（創業者）が廃止、解散等の経験をどのように活かしたかをお書きください。〕

[illegible]

事業計画書（創業支援資金）

業 者 名		代表者名	
-------	--	------	--

1. 事業計画等

	開業からの推移（平成 年 月から平成 年 月まで）
本融資における事業概要（今後３期の見通しを含む）	

2. 設備計画等

設備資金	不動産	区 分	面積 (㎡)	取得方法	価額 (千円)	備考	契約年月日 (予定)
		☐ 土地 ☐ 建物		☐ 新築 ☐ 改装 ☐ 賃貸 ☐ 買取			
		☐ 土地 ☐ 建物		☐ 新築 ☐ 改装 ☐ 賃貸 ☐ 買取			
		☐ 土地 ☐ 建物		☐ 新築 ☐ 改装 ☐ 賃貸 ☐ 買取			
		小 計		千円 (A)			
		※同一不動産の取得方法が複数該当するときは、価額をあわせて記載し、契約書(見積書)等を添付してください。					
	その他設備	名称等	数 量	単価 (千円)	金額 (千円)	設置年月日 (予定)	
		小 計		千円 (B)			
	計				千円 (C = A + B)		
運転資金	名称等	金額 (千円)	内 訳				
	仕入資金						
	人件費・賃金等						
	計		千円 (D)				
合計 (総投資額)		千円 (E = C + D)					

※それぞれの項目に記載が出来ない場合は、内訳表を別添としてください。

3. 資金計画表

(単位：千円)

			年 期	年 期	計
総投資額					
調 達 方 法	借 入 金	政府系金融機関借入			
		民間金融機関借入 (うち資金対応分)	()	()	()
		その他			
		計			
	補助金等				
	自己資金				
	その他				
	計				
※本融資に伴う計画が複数期にわたる場合はご記入ください。					

4. 収支計画表

(単位：千円)

			計 画		
	前々期	前 期	今 期	次 期	次々期
売上高 (うち融資対象事業)			()	()	()
売上原価					
販売管理費					
営業利益					
当期税引後利益					
減価償却費 計					
人件費					
長短借入金残高					
長期借入金返済額 (うち本融資分)			()	()	()
※過去2期末分の実績の記載及び今後3期分の予定を作成して下さい。 「事業多角化」「新市場進出」に該当する方は、本融資に係る売上を、(内融資対象事業)に記載してください。					

様式新領－３－２

平成 年 月 日

創業塾等修了者推薦依頼書

商工会議所会頭

秋田県商工会連合会会長 様

秋田県中小企業団体中央会会長

所 在 地

名称(商号)

氏名(代表者名)

印

生年月日 明・大・昭 年 月 日

電 話 ()

秋田県創業支援資金を利用するのに伴い、秋田県新事業展開資金融資制度要領第７(１)②の規定に基づき推薦を依頼します。

創業（予定）	年 月 日		資本金（法人記入）
従業員数	常用 人、臨時 人、計 人	千円	
業 種		主要商品等	
申込金額	千円	借入希望期間	年（据置 年）
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 支店		
該 当 事 由	次のうち該当するもの１つを選択してください。 ☐ 事業を営んでいない個人で、１月以内に事業を開始（①） ☐ 事業を営んでいない個人で、２月以内に会社を設立して事業を開始（②） ☐ 県内の会社で、新たな会社を設立して事業を開始（③） ☐ 新たに事業を始めた個人で、事業開始以後５年未満（④） ☐ 新たに設立された会社で、設立の日以後５年未満（⑤） ☐ 県内の会社によって新たに設立された会社で、設立の日以後５年未満（⑥）		
添 付 書 類	☐ 創業・再挑戦事業計画書（上記①、②、③または開業後１年以内）－様式新領－２ ☐ 事業計画書（開業後、１年超）－様式新領－３ ☐ 創業塾等を修了したことを証明する書類 ☐ 県外から移住後３年以内の者は、その事実を証明する住民票又は戸籍の附票 ☐ その他の関係書類 		
上記の者を秋田県創業支援資金の融資対象として推薦します。 平成 年 月 日 商工会議所 秋田県商工会連合会 印 秋田県中小企業団体中央会			

様式新領－４

平成 年 月 日

秋田県新事業展開資金 事業革新資金要件 認定・確認 申請書

商工会議所会頭

商工会会長

様

所 在 地

名称(商号)

氏名(代表者名)

印

生年月日 明・大・昭 年 月 日

電 話 ()

秋田県新事業展開資金融資制度事業革新資金の要件の認定・確認について、同要領第７（２）の規定に基づき申し込みます。

創 業	年 月 日	設 立	年 月 日	資本金
従業員数	常用 人、臨時 人、計 人			千円
業 種		主要商品等		
申込金額	千円	借入希望期間	年（据置 年）	
借入予定 金融機関	銀行・信用金庫・信用組合			支店

該 当 事 由	添 付 書 類
☐ 経営革新計画	☐ 経営革新計画承認書の写し（計画書も添付） ☐ 事業計画書（様式新細－５及び９）
☐ あきた企業応援ファンド ☐ あきた農商工応援ファンド事業 ☐ 企業競争力向上支援事業 ☐ など	☐ 認定・採択等を証する資料の写し（計画書等も添付） ☐ 事業計画書（様式新細－５及び９）
☐ 商店街活性化 ☐ 個店整備計画	☐ 商店街活性化個店整備計画（様式新細－１） ☐ 商店街活性化基本計画書（様式新細－１の２） ☐ 商店街活性化個店整備計画認定通知の写し
☐ 地域観光振興計画	☐ 事業計画書（様式新細－３及び９） ☐ 認定通知の写し
☐ 特許法	☐ 事業計画書（様式新細－６及び９） ☐ 特許技術等と事業との関係のわかる書面

該 当 事 由	添 付 書 類
☐ 共同開発	☐ 事業計画書（様式新細－６及び９） ☐ 共同開発技術等と事業との関係のわかる書面 ☐ 研究機関と共同開発をしたことのわかる書面
☐ 事業転換 ☐ 事業多角化 ☐ 新市場進出 ☐ 海外進出	☐ 事業計画書（様式新細－８及び９）
☐ 環境調和型事業	☐ 事業計画書 ☐ 認定通知の写し
☐ 地域産業資源 ☐ 農商工等連携 ☐ 異分野連携	☐ 事業計画認定書の写し（計画書も添付） ☐ 事業計画書（様式新細－５及び９）
☐ 企業連携 （要領第３（２）①（コ））	☐ 事業計画書（様式新細－７及び９）
☐ 共通	☐ 決算書（直近２期分） ☐ その他申請内容を補完するもの （内訳書、見積書、契約書、図面書）
上記の者は、本制度の融資対象の要件に該当することを認定・確認します。 平成 年 月 日 商工会議所会頭 商工会会長 印	

様式新領－ 5

平成 年 月 日

秋田県事業承継資金推薦依頼書

商工会議所会頭
商工会会長 様
所在地
名称(商号)
氏名(代表者名) 印
生年月日 明・大・昭 年 月 日
電 話 ()

秋田県事業承継資金を利用したいので、秋田県新事業展開資金融資制度要領第7(3)①の規定に基づき、本制度の融資の推薦について、次のとおり申請します。

創業（予定）	年 月 日		資本金（法人記入）
従業員数	常用 人、臨時 人、計 人	千円	
業 種		主要商品等	
申込金額	千円	資金使途	
借入時期	年 月 日	借入希望期間	年（据置 年）
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 支店		
該 当 事 由	次のうち該当するもの1つを選択してください。 ☐ 破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別精算開始又は金融機関の取引停止処分が発生した企業から事業を承継 ☐ 事業の全部又は一部を取りやめる企業から事業を承継 ☐ 事業承継により親族以外の従業員等が代表となった法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族でないこと） ☐ 事業承継により経営等に支障が生じていることについて秋田県知事から認定を受けた中小企業者（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条） ☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条の規定による秋田県知事の認定を受けた中小企業者の代表者		
添 付 書 類	☐ 事業計画書 ☐ 事業承継により経営等に支障が生じていることについて秋田県知事から認定を受けた場合は当該認定書の写し ☐ 該当事由を証する書類 ☐ 貸付金利の優遇適用を希望する場合、事業承継支援案件通知書（様式新領－6）又は知事が認める後継者育成塾等を修了したことを証明する書類 ☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条の規定による秋田県知事の認定を受けた場合は当該認定書の写し		
上記の者を秋田県事業承継資金の融資対象として推薦します。 平成 年 月 日 商工会議所会又は商工会 印 (経営指導員名)			

事業計画書（中小企業者用）

平成 年 月 日

氏名（代表者名）

印

1. 企業の概要（承継者＝申込者）

企業名			代表者名		
所在地					
株主構成・ 出資比率等		%		%	
		%		%	
被承継者との関係	☐ 親族等（続柄 ） ☐ 被承継者従業員 ☐ その他（具体的に ）				

2. 企業の概要（被承継者）

企業名			代表者名		
所在地					
資本金			従業員数		
創業（予定）年月	個人・法人		年	月	
事業内容	業 種 名				
	製品（商品）名				
	年間売上高				
株主構成・ 出資比率等		%		%	
		%		%	

3. 事業承継の予定（承継後の申込みの場合は「事業承継の内容」）

承継の形態	☐ 営業譲渡（全部） ☐ 一部営業譲渡（具体的に： ） ☐ 事業承継による代表者変更				
承継の理由 （目的・効果等）					
承継に係る スケジュール	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
承継する 資産・負債の内容	※被承継者の貸借対照表を添付のこと				
承継に当たっての 課題・問題点等					

4. 事業承継の着手状況（該当事項に○印をつけてください。）

- ア．設備機械器具等を買収済みである
 イ．商品・原材料の仕入れを行っている
 ウ．土地・店舗を買収するための頭金等発注済みである
 エ．事業に必要な許認可を受けている
 オ．土地・店舗を買収するための権利金・敷金を支払い済みである
 カ．事業に必要な許認可等の申請が受理されている
 キ．その他（具体的に記入）

5. 当初運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人件費・賃金等		
その他の資金		
計	A	

6. 設備計画

区分	土地・建物	面 積	取得方法		取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日
事業用不動産	土 地	m ²	自己・新築 買取・賃貸		千 円		
	建 物	m ²	自己・新築 買取・賃貸		千 円		
	計	B (取得に要する資金) 千 円					
区分	名 称	型式・能力	数 量	単 価	金 額	発 注 先	設置(完成)年月日
什 機 器 械 備 品 等 ・ 器 具				千 円	千 円		
	計	C (金 額) 千 円					

7. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (D)

8. 資金調達計画

事業に充てるための自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に）	
			千円	()	
	自 己 資 金 合 計		千円	★通帳の写、残高証明等を添付してください	
借入等金	借 入 先	年 利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額		千円	千円	・ ～ ・

			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
	借 入 金 等 合 計		千円	調達資金 合計	D 千円

9. 収支計画(事業承継後1年分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

10. 販売・仕入先

主な販売先 ・ 受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・ 外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

11. 自己資金算定額

自己資金等	種 類	明 細			金 額
	普 通 預 金				千 円
	定期性預金				
	有価証券等				
	入居保証金等				
	設備充当等				
	合 計				① 千 円
借入金等	借入先	資金使途	残存 返済期間	年間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千 円	千 円
	合 計				② 千 円
自 己 資 金 額 (① - ②) =				③ 千 円	

12. 知識・技術の取得状況及び許認可に関する事項

知識・技術の取得状況	従前の勤務先 又は学校名	勤務内容 又は学習内容	勤務期間 又は学習期間
許認可等の状況	種 類		取 得 状 況

13. 補足説明

事業承継の動機・経緯、事前に必要な知識・技術・ノウハウの習得等、法人設立の場合の出資者及び出資額、その他補足説明したいことを記入してください。

[illegible]

事業計画書（認定中小企業者の代表者用）

平成 年 月 日

氏名（代表者名） 印

1. 申込者の概要（承継者）

被承継者との関係	☐ 親族等（続柄 ） ☐ その他（具体的に ）	☐ 被承継者従業員
----------	--	----------------------------------

2. 企業の概要（被承継者）

企業名			代表者名		
所在地					
資本金			従業員数		
創業（予定）年月	個人・法人	年	月		
事業内容	業 種 名				
	製品（商品）名				
	年間売上高				
株主構成・ 出資比率等			%		%
			%		%

3. 事業承継の予定（承継後の申込みの場合は「事業承継の内容」）

承継の形態	☐ 事業承継による代表者変更 ☐ その他（具体的に： ）				
承継の理由 （目的・効果等）					
承継に係る スケジュール	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
承継する 資産・負債の内容	※被承継者の貸借対照表を添付のこと				
承継に当たっての 課題・問題点等					

4. 事業承継の事由発生状況（該当事項に○印をつけてください。）

- ア．当該認定中小企業者以外の者が有する株式等又は事業用資産等を取得する必要が発生している
- イ．株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれている
- ウ．当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務

を負担する旨の遺産分割をした

エ．認定中小企業者の代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受け、当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を逃れるための価格弁償をした

オ．その他（具体的に記入）

5. 当初支出計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
株 式 等 取 得 資 金	千円	
事業用資産等取得資金		
納 税 資 金		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

6. 資金調達計画

事業に充てるための自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に）	
			千円	()	
	自 己 資 金 合 計		千円	★通帳の写、残高証明等を添付してください	
借入金等	借 入 先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額		千円	千円	・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
	借 入 金 等 合 計		千円	調達資金 合計	A 千円

7. 収支計画(事業承継後1年分)

支 出		収 入	
今 回 の 借 入 分 約 定 償 還	千円	認定中小企業者からの役員報酬	千円
そ の 他 借 入 約 定 償 還		そ の 他 収 入	
そ の 他 費 用			
計		計	

8. 知識・技術の取得状況及び許認可に関する事項

知識・技術の取得状況	従前の勤務先 又は学校名	勤務内容 又は学習内容	勤務期間 又は学習期間
許可等の状況	種 類		取 得 状 況

9. 補足説明

事業承継の動機・経緯、事前に必要な知識・技術・ノウハウの習得等、法人設立の場合の出資者及び出資額、その他補足説明したいことを記入してください。

[illegible]

様式新領－6

平成 年 月 日

事業承継支援案件通知書

取扱金融機関

秋田県信用保証協会会長 様

(事業承継支援機関)

団体名：

代 表：

印

次の者について、本団体が事業承継の支援を行っておりますのでお知らせいたします。

名 称 (商 号)		氏 名 (代表者名)	
所在地	電話 ()		
事業承継の形態	☐ 営業譲渡 (全部) ☐ 一部営業譲渡 (具体的に：) ☐ 事業承継による代表者変更		
事業承継に係る スケジュール	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
事業承継に係る 支援の内容	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		

(注) 融資の実行に関しては、別途、金融機関及び秋田県信用保証協会の審査が必要となります。